

石巻市の平成24年度6月補正予算（追加）の概要

1 一般会計補正予算（第3号）

今回の補正予算は、東日本大震災により被害を受けた住宅のうち、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を利用できなかった市民の救済を目的に、石巻市独自の「被災者住宅応急修理支援制度」を創設することとし、その費用を措置したものの。

（単位：千円）

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	291,274,938	214,200	291,489,138

【歳入】

	千円	事項別 ページ
● 18款 基金繰入金 -----	214,200	4
(1) 財政調整基金繰入金 6,200		
(2) 震災復興基金繰入金(県交付金分) 208,000		

【歳出】

● 8款 土木費			
(1) 被災者住宅応急修理支援事業費 -----	214,200	6	
・ 被災者住宅応急修理費補助金 208,000千円(補助予定件数400件×52万円)			
対象世帯			
ア 石巻市内に住家を有すること。			
イ 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと。			
(全壊の場合でも修理をすることにより居住が可能となる場合は対象)			
ウ 修理をすることで、震災により被害を受けた住宅での生活が可能となること。			
エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用していないこと。			
オ 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を受けた世帯は除く。			
※ 半壊の世帯については、所得要件あり。(国制度に準拠)			
修理の範囲			
居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分			
(屋根・柱・床・外壁・基礎等、ドア・窓等の外部に面する開口部、			
上下水道・電気・ガス等の配管・配線、衛生設備)			
修理の箇所や方法等			
東日本大震災による地震の被害と直接関係のある修理のみが対象			
(内装に関するものは原則対象外・家電製品は対象外)			
限度額 1世帯当たりの限度額 52万円			
同一世帯(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、52万円以内			
申込期間 平成25年3月29日(金)まで(予定)			
・ その他(応急修理完了確認業務委託料 6,000千円 事務費 200千円)			